

広島県告示第八百三十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和元年十月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地		土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
広島県東広島市河内町中河内、同町上河内、同町下河内及び同町入野地内		区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上門田（二二六四）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	上門田（二二六四）	急傾斜地の崩壊
中河内（二二六六）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	中河内（二二六六）	急傾斜地の崩壊
中河内（二二六六―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	中河内（二二六六―一）	急傾斜地の崩壊
西条（二二八一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	西条（二二八一）	急傾斜地の崩壊
中河内（二二八三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	中河内（二二八三）	急傾斜地の崩壊
鉄南（二二八五）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	鉄南（二二八五）	急傾斜地の崩壊
鉄南（二二八六）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	鉄南（二二八六）	急傾斜地の崩壊
鉄南（二二八七）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	鉄南（二二八七）	急傾斜地の崩壊
高田（五一四六）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	高田（五一四六）	急傾斜地の崩壊
下河内（五一六一―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	下河内（五一六一―一）	急傾斜地の崩壊
		区域の表示		区域の表示及び法第九条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十四年政令第八十四号）で定める事項	

大和原（六三〇六）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	大和原（六三〇六）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
河内中学校裏（六三二〇）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	河内中学校裏（六三二〇）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大道（二五八三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	大道（二五八三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中央（二五八五）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	中央（二五八五）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
平原（二五八六）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	平原（二五八六）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
平原（二五九〇）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	平原（二五九〇）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
串簾平（二六〇三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	串簾平（二六〇三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
野々原（二六〇八）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	野々原（二六〇八）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
野々原（二六〇八―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	野々原（二六〇八―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中河内（九二二三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	中河内（九二二三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中河内（九二二三―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	中河内（九二二三―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大道（九二三三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	大道（九二三三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
正尺（九二三五）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	正尺（九二三五）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
正尺（九二三七）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	正尺（九二三七）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
野々原（九二四八）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	野々原（九二四八）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
串簾平（九三三九）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	串簾平（九三三九）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
串簾平（九三四一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	串簾平（九三四一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

下河内(五) 一〇八)	正尺(七一 四一b)	正尺(七一 四一a)	正尺(七一 四〇)	火の谷川(七 一三八隣)	火の谷川(七 一三八一 二)	火の谷川(七 一三八一 一)	上河内(五 〇九八)	上河内川(一 九〇隣)	上河内川(一 九〇)	西組川(六 〇隣c)	西組川(六 〇隣b)	西組川(六 〇隣a)	西組川(六 〇)
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
下河内(五) 一〇八)	正尺(七一 四一b)	正尺(七一 四一a)	正尺(七一 四〇)	火の谷川(七 一三八隣)	火の谷川(七 一三八一 二)	火の谷川(七 一三八一 一)	上河内(五 〇九八)	上河内川(一 九〇隣)	上河内川(一 九〇)	西組川(六 〇隣c)	西組川(六 〇隣b)	西組川(六 〇隣a)	西組川(六 〇)
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県西部建設事務所東広島支所に備え置いて縦覧に供する。